

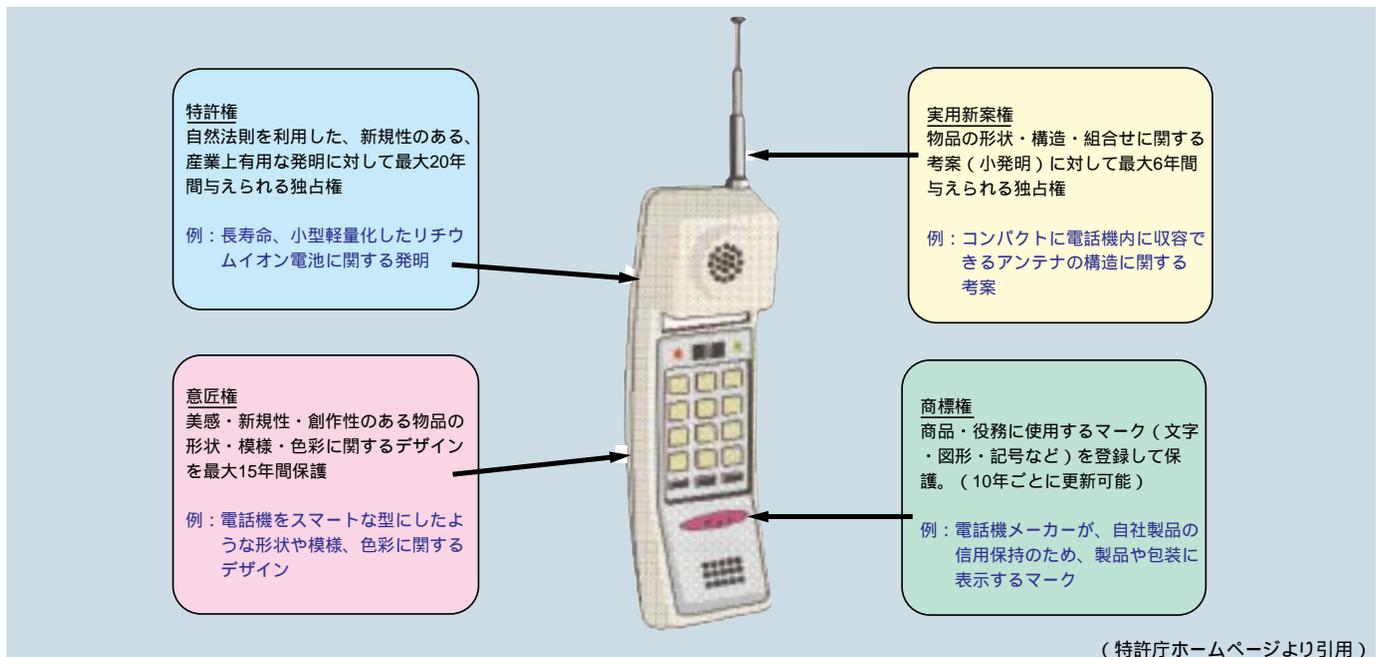
1. 知的財産権とは

一般的に財産というと、お金・株式・土地・建物というような経済的に価値のあるものを意味します。これらは、形のある物でありつつ動産とか不動産と呼ばれている有体財産です。これに対して、知的財産は知的な創作活動から生まれた発明・考案・デザイン・著作物というような形のない無体物であって経済的な価値のある財産(無体財産)をいいます。これらの知的創作の成果は人類共通の財産として蓄積されて、私たちの社会を豊かなものにしてくれます。

新技術の開発には多くの資金と時間が必要ですが、開発された技術を利用したり、これを応用することは大変なやさしいことです。苦労して開発した技術を他人に勝手に使用されたのでは、開発者の意欲が減退し、産業の発展が阻害されてしまうということにな

るでしょう。そこで、人の知的創作活動の成果に対してその創作者に一定期間の法的な権利保護を与えるようにしたのが知的財産権制度です。知的財産権は、人の知的創作活動による無体物の成果を業として排他的に独占して実施できる権利といえます。知的財産権には第1表のようなものがあり、それぞれ法律により保護されています。

知的財産権のうち、特許、実用新案、意匠、商標の4つを工業所有権(下図)といいます。一つの工業製品についても多くの新しい技術が開発され導入されています。これら一つ一つの新技术が特許や実用新案として権利化され保護されることにより技術開発の努力が報われ、さらに新しい技術の開発へとつながっていくのです。



第1表 知的財産権

種類		内容	保護	保護期間	
知的財産権	知的創作物	発明	自然法則を利用した技術的思想の創作	特許法	出願の日から20年
		考案	物品の形状・構造などのライフサイクルの短いもの	実用新案法	出願の日から6年
		意匠	物品の形状・模様・色彩などの物の外観などとしてのデザイン	意匠法	設定登録の日から15年
	半導体集積回路	半導体集積回路の回路配置(マスクパターン)	半導体集積回路の回路配置に関する法律	設定登録の日から10年	
	著作物	小説・音楽・コンピュータプログラムなど	著作権法	著作者の死後50年 法人著作は公表後50年	
	営業秘密(ノウハウ)	秘密として管理されている生産方法・販売方法など企業活動に有用な技術上または営業上の情報で公然と知られていないもの	不正競争防止法	—	
	植物新品種	植物新品種の育成者の保護	種苗法	登録の日から20年	
営業上の標識	商号	商号	商法	—	
	商標	トレードマーク、サービスマーク	商標法 不正競争防止法	設定登録から10年(更新可)	
	地理的表示	シャンパン、スコッチなど	不正競争防止法 商標法	—	

2. ビジネスモデル特許

最近、いわゆるビジネスモデル特許がマスコミで話題となっています。ビジネスモデル特許とはどんな特許をいうのでしょうか、ここでこれについて簡単にご紹介いたします。

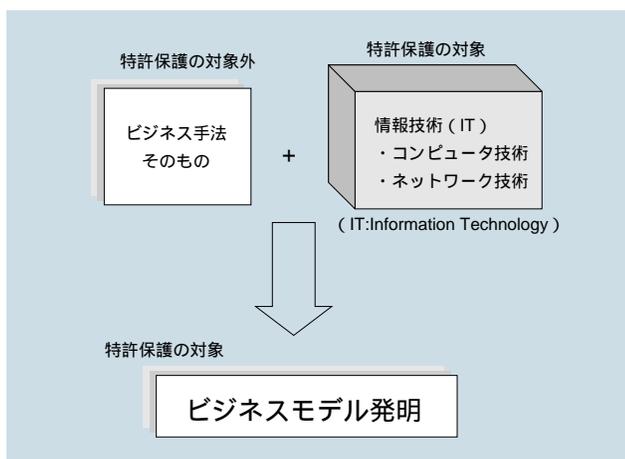
コンピュータ技術やネットワーク技術の発展ないしはインターネットの急速な普及に伴い、電子商取引等の新たな事業形態が創出され、ビジネスモデル特許が生まれてきています。

ビジネスモデル特許とは、ネットワーク技術やコンピュータ技術などの情報技術(IT)を利用して具体的に実現されたビジネス手法を対象とした特許について一般的にいられています。

なお、ビジネスモデル特許という呼称は特に定まった呼称ではなく、特許庁のホームページで紹介されている記事ではビジネス方法特許などの用語が使われており、米国では business method patent といわれています。また、特許登録の有無に関わらず出願中のものも含めてこのビジネスモデル特許という用語が使用されているようです。

ビジネスの方法がなぜ特許になるのか、ビジネスモデル特許が生まれる背景について説明しましょう。

第1図は、ビジネスモデル特許についての上記説明を図示したものです。



第1図 ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデルについての特許といっても、人為的取り決めであるビジネス手法そのものには特許権は付与されません。これは、特許法で、特許で保護する発明を、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と規定しており、人為的な取り決め自体(例えば、金融保険制度、課税方法、ゲーム方法など)は自然法則ではないからです。なお、自然法則とは、水は高所から

低所に流れるといったような、自然界で経験によって見いだされる法則といわれています。

コンピュータ技術やネットワーク技術等の情報技術(IT)は、自然法則を利用したものに他なりませんから、ビジネスの手法を情報技術(IT)で具体的に実現した発明、すなわちビジネスモデル発明は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり、特許保護の対象とされる発明に該当します。

なお、言うまでもないことですが、特許保護の対象となるすべての発明について特許権が付与されるわけではありません。他の発明と同様に、ビジネスモデル発明も、新規なものであり(新規性)従来知られているものから容易に考え出せるものでないこと(進歩性)などの特許となるための要件を備えていないと特許権は付与されません。例えば、ビジネスモデル発明について、通常の自動化技術を用いて、公知の業務方法を単に自動化するだけでは進歩性が無く特許性はありません(この点は、本年6月の日米欧三極特許庁会合で、特許保護の対象となるためには発明に技術的側面が必要であることと共に三庁の現行審査実務として確認されています)。

ハードからソフトの時代へと言われているように、コンピュータ技術は、種々な産業分野で利用されてきており、コンピュータを利用する発明は近年増加しています。この種発明は、ソフトウェアで実施されるものであり、ソフトウェア関連発明といわれています。なお、コンピュータプログラムについては著作権による保護がありますが、これは著作物としての表現を保護の対象とするもので、プログラムの基礎となるアイデアは保護の対象となりません。プログラムの基礎となるアイデアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」であれば特許による保護の対象となります。

そして、ビジネスモデル発明は、コンピュータを利用しソフトウェアで実施される発明であることから、ソフトウェア関連発明の一形態として捉えられるものであり、従来からあるソフトウェア関連発明の運用指針^{注1}に基づき審査が行われると特許庁は表明しています。

なお、ソフトウェアの流通は、記録媒体のみならずネットワーク上でもなされるようになってきています。記録媒体で流通するソフトウェアは、ソフトウェア媒体型特許といわれ特許で保護されていますが(平成9年4月1日以降の出願から)このようなネットワー

ク上で流通するソフトウェアについても、特許による適切な保護が図られるように、現在、ネットワーク型特許についての検討がなされていると報じられています。^{注1}

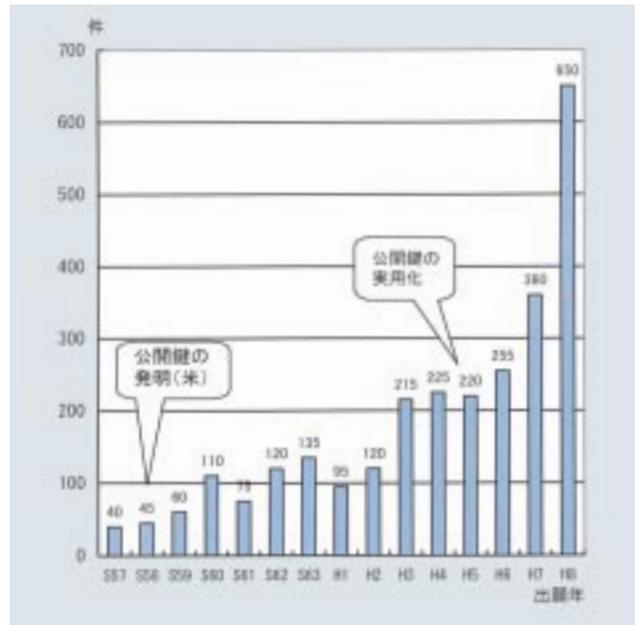
第2図は、日本における電子商取引や金融ビジネスに関するビジネスモデル発明についての特許出願件数の推移を示しています。電子商取引や金融ビジネスについて、古い時期から技術開発がなされていることや、高性能パソコンの出現にともなう公開鍵の実用化など情報技術の進展により、近年の技術開発が活発になってきている傾向が窺い知れます。

第2表に、ビジネスモデル特許についての日米の特許になったものの事例を紹介します。

米国のハブ・アンド・スポーク特許は、米国で「ビジネス方法であっても、有用で、具体的で、かつ現実的な結果をもたらすものであれば、特許法上の発明である」との判決（'98年ステートストリートバンク事件）を得た事例として有名です。この判決を契機としてビジネス方法特許が注目され、出願も増大してい

るといわれています。

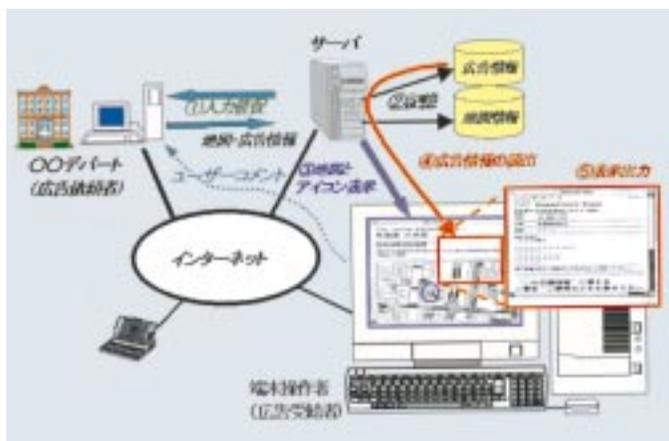
なお、ビジネスモデル特許を含め、特許調査には特許庁のホームページにある特許訂正の検索システム



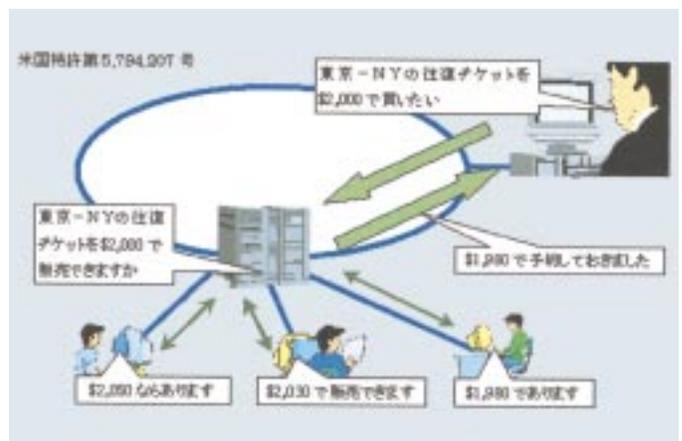
第2図 日本の電子商取引・金融ビジネスの出願件数推移
(特許庁ホームページより作成)

第2表 ビジネスモデル特許の事例

発明の名称等	概要	特許番号
広告情報の供給方法 (凸版印刷)	地図上の建物などに関連づけて記録された広告をサーバに記録しておき、	日本
振込処理システム (住友銀行)	支払人ごとの振込専用口座を本来口座と別に設け、振込による支払人の	日本
部品納入指示装置 (トヨタ自動車)	需要変動に応じた部品の納入を可能とする(かんばん方式)	日本
逆オークション特許 (Walker Asset Management)	購入者が購入価格を提示し、インターネット上で売買する際の購入者、仲介	米国
ハブ・アンド・スポーク特許 (Signature Financial Group)	複数の基金から資金をプールして資金を有効運用するデータ処理システム	米国



第3図 広告情報の供給方法
(特許庁ホームページより引用)



第4図 逆オークション特許
(特許庁ホームページより引用)

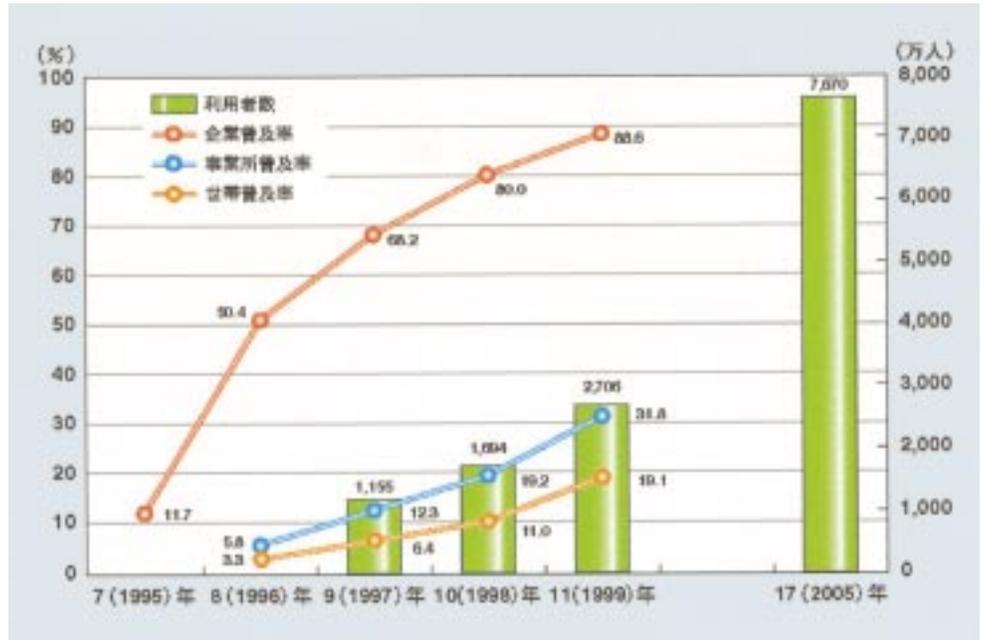
ビジネスモデル発明には、技術分野のアイデアに加えて、これまで発明とは縁の薄かったビジネス分野のアイデアが必要となる点が他の発明にない特徴的なところだ。

また、ボーダレスであるインターネットが介在するビジネスモデル特許において、例えばサーバが国外にあるなどの場合に、国内にのみ権利が及ぶ特許権がどのように機能するのかといった、これまでの特許にない新たな問題がでてきています。

さらに、ビジネス方法について文書化されたものが少なく、新規性、進歩性の判断に必要な先行技術文献が得られにくいという問題点も指摘されており、先行技術文献の蓄積整備が望まれると共に、公知のものであることや先使用権を示す証拠としての文書化の努力も必要になると考えられます。

コンピュータ技術やネットワーク技術の発展、ないしは第5図に示されるインターネットの急速な普及とともに、情報技術(IT)を駆使した新

なビジネス形態の創出がより活発になると考えられ、このビジネス形態には、特許が深く関わることとなります。そして、ビジネスモデル特許は、情報技術を駆使した商取引などのビジネスの形態に一定期間の独占権をもたらすものであることから、これまで特許とは無縁であった広告、流通、金融、その他のサービス業などの非製造分野も含め、企業の事業展開に多大な影響を及ぼすものと考えられ、特許への適切



第5図 我が国におけるインターネットの普及状況 (平成12年版 通信白書)

第3表 ビジネスモデル特許の調査 (参考)

ビジネスモデル特許関連の特許分類例	
国際特許分類 (IPC) (第7版)	G 06 F 17 / 60 特定機能に特に適合したデジタル計算またはデータ処理 (管理、業務、経営、監督、または予測目的のもの)
F I 記号表 (日本) 注 2	G 06 F 15 / 20 特定用途に適合される計算部分の設計、構成 (予測、教育など) 15 / 21 管理業務用 (POS、ホテル、注文業務など) 15 / 22 伝票作成 (表計算など) 15 / 24 在庫管理、受注業務 15 / 30 銀行、会計業務
米国特許分類	Class 705 Data Processing : Financial , Business Practice , Management , or Cost / Price Determination
< URL > 日本特許庁 米国特許庁 ヨーロッパ特許庁	http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/homepg.ipdl http://www.uspto.gov/patft/index.html http://gb.espacenet.com/

〔追記〕

特許庁は、出願が増加傾向にあるいわゆる「ビジネス方法の特許」に関する一連の対応方針を発表するとともに(平成12年10月19日) コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準の改訂(案)をホームページに掲載し意見募集を行っている。

これについて本稿に関連する事項を注1、2で紹介する。(詳細については、特許庁のホームページを参照されたい)

なお、一連の対応方針の一つとして「ビジネス方法の特許に関するQ & A」がホームページに掲載されている。また、ソフトウェア関連発明の審査基準改訂(案)については、意見募集ののち年内にもとりまとめられ公表される予定とのことである。

注 1

コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準の改訂(案)には、コンピュータ・ネットワークを介した流通取引におけるコンピュータ・プログラムの保護に関する事項とともに、上記「ビジネス方法の特許」に関する対応方針に関連してコンピュータやネットワーク等を利用したビジネス方法が関連する発明(ビジネス関連発明)についての取扱いも盛り込まれ、ソフトウェア関連発明の運用指針よりも審査の運用について、より明確化されている。以下に簡単に紹介する。

(1)コンピュータが果たす機能を特定する「プログラム」は、物の発明として請求項に記載できる。

記載例

「コンピュータに手順A、手順B、手順C・・・を実行させるためのプログラム」

「コンピュータを手段A、手段B、手段C・・・として機能させるためのプログラム」

「コンピュータに機能A、機能B、機能C・・・を実

現させるためのプログラム」

(2)進歩性の判断に関して、次のような例の場合は、当業者の通常の創作能力の発揮であって、進歩性がない。

特定分野に関するソフトウェア関連発明の手順や手段を別の特定分野に適用すること(例、「医療情報検索システム」の引用発明がある場合、それと機能又は作用が共通している手段を「商品情報検索システム」に適用すること)

周知慣用手段手段の付加又は均等手段による置換ハードウェアで行っている機能のソフトウェア化人間が行っている業務をシステム化し、コンピュータで実現しようとする(例、FAXや電話での注文を、インターネットホームページで受けられるようにすること)

一般によく知られた事象をコンピュータ仮想空間上で再現すること

一般によく知られた事実又は慣習に基づく設計上の変更(例、一般常識であるクーリングオフ制度を電子商取引において付加すること)

注 2

ビジネス関連発明の先行事例の調査を容易にするため、国際特許分類(IPC第7版)をベースに、細かく展開したFI分類(G06F17 /、G06F19 /)が再構築され、来年発行の公報からこのFI記号が付与される。

また、これまでの発行済みの公報についても順次再構築されたFI記号が付与されるが、これが完了するまでの当分の間は本稿の第3表に示すFI記号が利用される。

なお、電子商取引関連技術には、横断的 분류である

書籍紹介

・「特許法概説」吉藤幸朔 著 熊谷健一 補訂 (株)有斐閣 発行

特許法の主要な規定や特許に関する基本的事項をはじめその全てを懇切丁寧に解説した特許関係者必読の書です。

吉藤幸朔(よしふじ こうさく)

昭和8年東京大学工学部卒業後、特許局へ。退官後、東京大学他講師、弁理士審査会会長、(社)発明協会工業所有権研修センター所長を歴任。平成7年逝去。

【主要著書】特許・意匠・商標の法律相談(共編)有斐閣、工業所有権用語辞典(共編)日本工業新聞社

熊谷健一(くまがい けんいち)

昭和55年東京農工大学工学部卒業後、特許庁入庁。特許庁審査官、通産省産業政策局知的財産政策室等を経て、九州大学大学院法学研究院助教授。

【主要著書】営業秘密(共著)有斐閣、逐条解説改正特許法 有斐閣

